



**野球及びソフトボール用胸部保護パッドの
認定基準及び基準確認方法**

制定2007年2月15日

財団法人 製品安全協会

野球及びソフトボール用胸部保護パッドの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、野球及びソフトボール用胸部保護パッドの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、野球及びソフトボールのボールが胸部に当たって心臓震盪に至るのを防止または低減するための野球及びソフトボール用胸部保護パッド（以下「保護パッド」という。）について適用する。

3. 形式分類

保護パッドの形式分類は、次のとおりとする。

硬式野球用：硬式野球用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの

軟式野球用：軟式野球用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの

ソフトボール用：ソフトボール用ボールを使用する者を対象として設計・製造されたもの

4. 安全性品質

保護パッドの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	1. 保護パッドの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。 (2) ひび、割れ、まくれ、その他の強度を害する、使用上支障のある欠点がないこと。 (3) 外表面は、地面との摩擦が著しく大きくなるような材料で構成されており、また、凸部や段差がある場合には面取りを行うことなどによって引っかかりにくい構造であること。 (4) 外装が硬い材料である場合は、その端部には鋭い角がないこと。 (5) 外装内表面の突起物は鋭い角がなく、硬い突起物はすべて保護詰物等によって身体に伝わる衝撃が集中しないようになっていること。	1. (1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。また、構造上、必要と認められた場合には、切断して確認すること。 (3) 目視、触感等により確認すること。 (4) 目視、触感等により確認すること。 (5) 目視、触感等により確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法								
2. 保護範囲	<p>と。</p> <p>(6) 外装外表面に取り付けられた硬い突出物は、外表面から 5mm 以上突き出していないこと。</p> <p>ただし、着用性等を向上させるために必要となる硬い突出物にあっては、衝撃を受けたとき容易に外れるものであれば、この限りではない。</p> <p>(7) 外装外表面に突き出しているリベットの頭は 2mm 以上突き出していないこと。</p> <p>2. 保護パッドは、心臓が位置する胸部を中心とした保護範囲を十分に覆う構造であること。</p>	<p>(6) スケール等により測定して確認すること。</p> <p>(7) スケール等により測定して確認すること。</p> <p>2. 保護パッドは、心臓が位置する胸部を中心とし、表 1 に示す保護範囲を覆っていることについてスケール等を用いて確認すること。</p> <p>なお、パッド部の位置を調節することが可能なものにあつては、容易に保護範囲を覆うことが可能な構造であつて、使用者に対して調節の方法が適切に指示されていることを確認すること。</p> <p>また、使用に伴い保護パッドが移動しても、保護範囲を十分に覆う構造であることを、着用、操作すること等によって確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 保護範囲</p> <table border="1" data-bbox="868 1570 1378 1984"> <thead> <tr> <th>対象者分類 (数値は身長を表す)</th> <th>保護範囲の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>175cm 以上用</td> <td>直径 180mm</td> </tr> <tr> <td>155cm 以上 175cm 未満用</td> <td>直径 150mm</td> </tr> <tr> <td>155cm 未満用</td> <td>直径 120mm</td> </tr> </tbody> </table>	対象者分類 (数値は身長を表す)	保護範囲の大きさ	175cm 以上用	直径 180mm	155cm 以上 175cm 未満用	直径 150mm	155cm 未満用	直径 120mm
対象者分類 (数値は身長を表す)	保護範囲の大きさ									
175cm 以上用	直径 180mm									
155cm 以上 175cm 未満用	直径 150mm									
155cm 未満用	直径 120mm									

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法																
<p>3. 着用性能</p> <p>4. 衝撃吸収性</p>	<p>3. 保護パッドの着用性能は次のとおりとする。</p> <p>(1) 保護パッドは身体になじむ構造であって、かつ、保護パッドを着用することで、動作に著しい支障が生じないこと。</p> <p>(2) 保護パッドを着用したとき、動作により保護パッドが移動する場合にあっても保護範囲を十分に覆うこと。</p> <p>4. 衝撃吸収性試験を行ったとき、衝撃力は表2に規定する衝撃力以下であること。また、このとき、局所的な片当たりがなく、身体に危害を与えるおそれのある鋭利な破損がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表2 衝撃力</p> <table border="1" data-bbox="424 1267 802 1666"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃力 (N)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬式野球用</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>軟式野球用</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>ソフトボール用</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	衝撃力 (N)	硬式野球用	900	軟式野球用	750	ソフトボール用	900	<p>3.</p> <p>(1) 目視、触感、着用することによって確認すること。</p> <p>(2) 使用に伴う保持位置への影響について、目視、触感、着用することによって確認すること。</p> <p>4. 図1に示すように、衝撃力測定装置の上に保護パッドを設置し、表3に示す高さから、質量1.0kgで表4に示す先端形状のアルミニウム合金製ストライカを落下させたときの衝撃力を測定するとともに、局所的な片当たり及び鋭利な破損がないことを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、落下高さはストライカの先端からストライカが落下したときに接触する保護パッド表面までの距離とし、確認する位置は保護範囲内の任意の位置とする。</p> <p style="text-align: center;">表3 落下高さ</p> <table border="1" data-bbox="874 1344 1385 1693"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>落下高さ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬式野球用</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>軟式野球用</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>ソフトボール用</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	落下高さ (cm)	硬式野球用	100	軟式野球用	55	ソフトボール用	100
形式分類	衝撃力 (N)																	
硬式野球用	900																	
軟式野球用	750																	
ソフトボール用	900																	
形式分類	落下高さ (cm)																	
硬式野球用	100																	
軟式野球用	55																	
ソフトボール用	100																	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
-----	---------	-------------

表4 ストライカ先端形状

形式分類	先端半径 (mm)
硬式野球及び軟式野球用	37
ソフトボール用	50

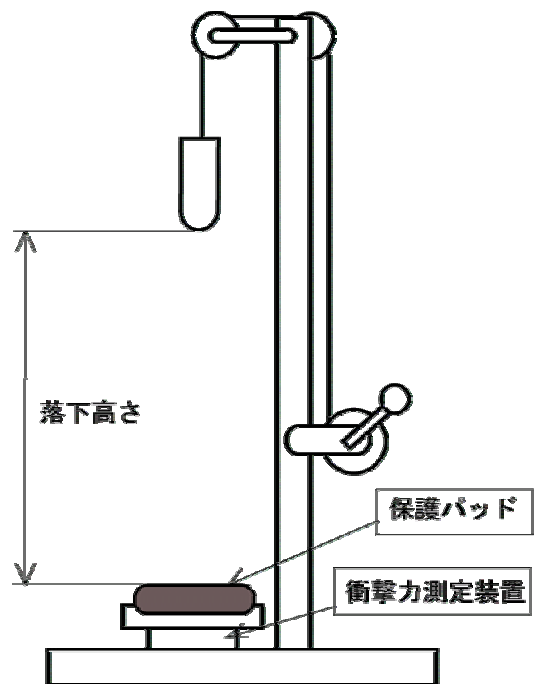


図1 衝撃吸収性試験の概要

<p>5. 材料</p>	<p>5. 保護パッドの材料は、次の性質を有するものとする。</p> <p>(1) 皮膚に接触する部分は、汗の影響によって脆化、膨潤、軟化等の変化が生じないものであること。</p> <p>(2) 皮膚に接触する部分</p>	<p>5.</p> <p>(1) 保護パッド及び保持装置について、JIS L0848-2004(汗に対する染色堅ろう度試験方法)6.人工汗液の調整に規定する 23 ± 5 の酸性人工汗液及びアルカリ性人工汗液にそれぞれ 24 時間以上浸せきした後、浸せき前の状態と変化がないことを、目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(2) 皮膚が接触する部分に使用されている</p>
--------------	---	--

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>の材料は、有害な影響を与えるおそれがないものであること。</p> <p>(3) 金属製部品は耐食性のもの、又は、メッキ、塗装等の防せい処理を施したものであること。</p>	<p>繊維製品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号）別表第 1 の「ホルムアルデヒド」の項中の「繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及び靴下（出生後 24 月以内の乳幼児用のものを除く。）並びに、たび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤」の規定に従って確認すること。</p> <p>(3) 目視等により確認すること。</p>
6. 付属品	<p>6. 付属品が取り付けられているものにあつては、保護パッドの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	<p>6. 目視、触感等により確認すること。</p>

5 . 表示及び取扱説明書

保護パッドの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 形式分類又はその略号</p> <p>(4) 使用開始年月と使用者を記載することができる欄</p> <p>(5) 使用を開始してから 3 年を経過した製品は使用しない旨</p> <p>(6) 大きな衝撃を受けた製品は使用しない旨</p> <p>(7) 保護パッドにより全ての傷害を防ぐことはできない旨</p> <p>(8) ボール等が胸部に当</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>たつて倒れ、意識がないときには、心肺蘇生法を施し、必要に応じて速やかに自動体外式除細動器（以下、「AED」という）を活用し、併せて専門医による処置を受ける旨</p> <p>(9) AED を使用する際には速やかに、かつ、落ち着いて適切に使用する旨</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識（△）等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。</p> <p>(2) 用途にあった保護パッドを使用すること。</p> <p>(3) 使用する前には必ず保護パッドの各部に異状がないことを確認し、各部にき裂、破損、へこみ、大きな衝撃を受けた痕跡などの異状がある場合は使用しないこと。</p> <p>(4) 保護パッドを傷付けないように努めること。</p> <p>(5) S G マークの賠償制度は、保護パッドの欠陥により発生した人身事故に対する賠償制度である旨</p>	<p>2. 専門用語、略号、あて字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認識しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(2)、(3)、(4)については安全警告認識等を併記したり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認識しやすいものであることを確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) 製造業者、輸入業者 又は販売業者等の名称 及び電話番号	